

▲GU ひかり契約約款

2020年2月1日

内容

第1章 総則	3
第1条（約款の適用）	3
第2条（約款の変更）	3
第3条（用語の定義）	3
第2章 I P通信網サービスの種類等	5
第4条（I P通信網サービスの提供）	5
第5条（I P通信網サービスの品目）	5
第6条（営業区域）	5
第3章 I P通信網契約	5
第1節 契約の種別	5
第7条（契約の種別）	5
第2節 契約	5
第8条（契約の単位）	5
第9条（契約申込の方法）	5
第10条（契約申込の承諾）	6
第11条（契約者識別番号）	6
第12条（品目の変更）	7
第13条（契約者の氏名等の変更の届出）	7
第14条（契約に係る名義変更）	7
第15条（I P通信網サービスの利用の一時中断）	8
第16条（契約者が行う契約の解除）	8
第16条の2（契約者が行う初期契約解除）	8
第17条（当社が行う契約の解除）	8
第4章 契約者回線の態様等	9
第18条（契約者回線の終端）	9
第19条（契約者からの契約者回線等の設置場所の提供等）	9
第21条（契約者回線の移転）	10
第5章 付加機能	10
第22条（付加機能の提供）	10
第6章 自営端末設備の接続	10
第23条（自営端末設備の接続）	10
第24条（自営端末設備に異常がある場合等の検査）	10
第7章 自営電気通信設備の接続	11
第25条（自営電気通信設備の接続）	11
第26条（自営電気通信設備に異常がある場合等の検査）	11
第8章 端末設備の貸与	11

第 27 条（端末設備の貸与）	11
第 28 条（端末設備の返還）	11
第 9 章 利用中止等	11
第 29 条（利用中止）	11
第 30 条（利用停止）	11
第 10 章 通信	12
第 31 条（発信者番号通知）	12
第 32 条（通信利用の制限等）	13
第 32 条の 2（通信時間等の測定等）	13
第 11 章 料金等	13
第 1 節 料金及び工事費	13
第 33 条（料金及び工事費）	13
第 2 節 料金等の支払義務	13
第 34 条（基本使用料等の支払義務）	13
第 34 条の 2（通信料の支払義務）	14
第 35 条（契約に係る解約金の支払義務）	15
第 36 条の 2（請求書等の発行に関する料金の支払義務）	15
第 37 条（工事費等の支払義務）	15
第 38 条（料金の計算等）	16
第 3 節 預託金	16
第 39 条（預託金）	16
第 4 節 割増金及び延滞利息	16
第 40 条（割増金）	16
第 41 条（延滞利息）	16
第 5 節 債権の譲渡等	17
第 42 条（債権の譲渡等）	17
第 12 章 保守	17
第 43 条（当社の維持責任）	17
第 44 条（契約者等の維持責任）	17
第 45 条（契約者等の切分責任）	17
第 46 条（修理又は復旧）	18
第 13 章 損害賠償	18
第 47 条（責任の制限）	18
第 48 条（免責）	18
第 14 章 雑則	18
第 49 条（承諾の限界）	18
第 50 条（利用に係る契約者の義務）	19
第 51 条（プライバシーポリシー）	19
第 52 条（責任者登録）	19
第 53 条（契約者認証）	20
第 54 条（約款の揭示）	20
第 55 条の 2（サイバー攻撃の恐れへの対処を求める通知）	20

第 55 条（合意管轄）	20
第 56 条（準拠法）	20
第 57 条（ I P 通信網事業者への情報の通知）	20
第 58 条（その他）	20
料金表	21
通則	21
第 1 表 料金	22
第 1 基本使用料.....	22
第 2 端末設備使用料	24
第 2 の 2 通信料.....	24
第 3 契約に係る解約金.....	24
第 4 手続きに関する料金	25
第 2 表 工事費	26

第 1 章 総則

第 1 条（約款の適用）

株式会社グローアップ（以下、「当社」といいます。）は、この I P 通信網サービス契約約款（以下「約款」といいます。）を定め、これにより I P 通信網サービス（当社がこの約款以外の提供条件により提供するものを除きます。）を提供します。

2 前項の規定にかかわらず、当社は、当社又は特定 F T T H 事業者等の事由等により、 I P 通信網サービスの一部又は全部を廃止することがあります。

第 2 条（約款の変更）

当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によりま

す。
2 I P 通信網サービスの提供条件の変更内容が、電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「事業法施行規則」といいます。）第 22 条の 2 の 3 第 2 項第 1 号に該当する事項の変更又は I P 通信網サービスの一部若しくは全部の廃止となるときは、個別に通知する方法又は当社のホームページに掲示する方法により説明します。

第 3 条（用語の定義）

この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- 1 電気通信設備：電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
- 2 電気通信サービス：電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
- 3 I P 通信網：当社又は特定 F T T H 事業者等がサービス卸（総務省が定める「N T T 東西の F T T H アクセスサービス等の卸電気通信役務に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン」に規定するものをいいます。以下同じとします。）のために設置する電気通信設備
- 4 特定 F T T H 事業者：東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社
- 5 特定 C A T V 事業者：株式会社ケーブルネット鈴鹿、株式会社シー・ティール・ワイ、近鉄ケーブルネットワ

ーク株式会社、株式会社エヌ・シー・ティ、株式会社ニューメディア、株式会社テレビ小松、多摩ケーブルネットワーク株式会社、香川テレビ放送網株式会社、株式会社秋田ケーブルテレビ、伊賀上野ケーブルテレビ株式会社、上越ケーブルビジョン株式会社、射水ケーブルネットワーク株式会社、株式会社アドバンスコープ、株式会社テレビ岸和田、株式会社ケーブルテレビ富山、株式会社ケーブルメディアワイワイ、株式会社ベイ・コミュニケーションズ、株式会社キャッチネットワーク又は株式会社 TOKAI ケーブルネットワーク

6 特定F T T H事業者等：特定F T T H事業者又は特定C A T V事業者

7 I P通信網サービス：I P通信網を使用して行う電気通信サービス

8 I P通信網サービス取扱所：(1) I P通信網サービスに関する業務を行う当社の事業所

(2)当社の委託により I P通信網サービスに関する契約事務を行う者の事業所

9 所属 I P通信網サービス取扱所：その I P通信網サービスに関する契約事務を行う I P通信網サービス取扱所（当社の事業所及び当社が指定する事業所に限ります。）

10 取扱所交換設備：特定F T T H事業者等の事業所に設置されるサービス卸に係る交換設備

11 I P通信網契約：当社から I P通信網サービスの提供を受けるための契約

12 第1種契約：I P通信網契約であって、第2種契約以外のもの

13 第2種契約：I P通信網契約であって、料金表第1表第1（基本使用料）の1（適用）の(1)に規定する GU ひかり戸建タイプ西、GU ひかりマンションタイプA/西、GU ひかり戸建タイプB/西、GU ひかりマンションタイプB/西、GU ひかり戸建単独タイプ/西又は GU ひかりマンション単独タイプ/西を選択することができるもの

14 契約者：当社と I P通信網契約を締結している者

15 契約者グループ：当社が指定する同一の構内又は建物内に終端がある契約者回線に係る契約者からなるグループ

16 契約者回線：I P通信網契約に基づいて取扱所交換設備と契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線

17 契約者回線等：(1)契約者回線、(2)当社又は特定F T T H事業者等が必要により設置又は設定するサービス卸に係る電気通信設備

18 提携プロバイダ事業者：当社と提携してインターネットサービスを提供する事業者

19 プロバイダサービス：当社と提携プロバイダ事業者との間の業務提携契約に基づき提供されるインターネットに接続するためのサービス（以下「提携サービス」といいます。）又は別表2（付加機能）に規定

20 収容 I P通信網サービス取扱所：特定F T T H事業者等によりその契約者回線の収容される取扱所交換設備が設置されている I P通信網サービス取扱所

21 回線終端装置：契約者回線の終端の場所に当社又は特定F T T H事業者等が設置するサービス卸に係る電気通信設備（端末設備を除きます。）

22 端末設備：電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの

23 自営端末設備：契約者が設置する端末設備

24 自営電気通信設備：電気通信事業者（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」といいます。）第9条の登録を受けた者又は第 16 条第1項の届出をした者をいいます。以下同じとします。）以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの

25 サービス転用：I P通信網契約の申込者が現に利用している特定F T T H事業者等が提供する電気通信サービス（当社が別に定めるものに限ります。）の契約の解除と同時に新たに当社の I P通信網サービスの契約を締結すること

26 消費税相当額：消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税

の額

第2章 I P通信網サービスの種類等

第4条（I P通信網サービスの提供）

I P通信網サービスは、特定F T T H事業者等のサービス卸を利用して提供します。

2 I P通信網サービスの提供条件の変更内容が、電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「事業法施行規則」といいます。）第 22 条の 2 の 2 第 5 項第 3 号に該当する事項の変更又は I P通信網サービスの一部若しくは全部の廃止となるときは、個別に通知する方法又は当社のホームページに掲示する方法により説明します。

ただし、I P通信網サービスは、特定F T T H事業者等の事由等によりサービスの内容が予告なく変更されることがあります。

3 I P通信網契約に係る手続き等は、サービス卸の契約を締結している特定F T T H事業者等の事由等により、期間を要する場合があります。

4 第7条に規定する第3種契約は、その契約に係る提携サービスと組み合わせて提供するものとします。

第5条（I P通信網サービスの品目）

I P通信網サービスには、次表に規定する通信速度種別に係る品目があります。

2.5 Gタイプ：大 2.5 G b / s までの符号伝送が可能なもの

1 Gタイプ：大 1 G b / s までの符号伝送が可能なもの

2 0 0 Mタイプ：大 2 0 0 M b / s までの符号伝送が可能なもの

1 0 0 Mタイプ：大 1 0 0 M b / s までの符号伝送が可能なもの

2 接続方式に係る品目には光配線方式、L A N方式及びV D S L方式があります。

第6条（営業区域）

I P通信網サービスの営業区域は、別表 1（営業区域）に定めるところによります。

第3章 I P通信網契約

第1節 契約の種別

第7条（契約の種別）

I P通信網契約には、次の種別があります。

(1)第1種契約

(2)第2種契約

第2節 契約

第8条（契約の単位）

当社は、契約者識別番号 1 番号ごとに 1 の契約を締結します。この場合において、契約者は、1 の契約につき 1 人に限ります。

第9条（契約申込の方法）

契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書等を契約事務を行う I P通信網サービス取扱所に提出していただきます。

この場合において、契約の申込みをする者は第5条（I P通信網サービスの品目）に規定する品目のうち、それ

ぞれ1つを選択していただきます。

ただし、契約者回線等を設置する場所又は特定F T T H事業者等の電気通信設備の態様等により、選択できない品目がある場合があります。

2前項の規定により契約の申込みをする者は、当社が契約申込書の記載内容を確認するための書類を提示していただきます。

ただし、当社が別に定める方法により確認する場合は、この限りではありません。

3前2項によるほか、I P通信網契約に係る申込方法は、当社が定めるところによります。

第10条（契約申込の承諾）

当社は、契約の申込みがあったときは、申込内容に誤りなどがない事を確認できた順に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、通信の取扱上余裕がないときは、その申込みの承諾を延期することがあります。

3 当社は、契約者回線の終端の場所が別表1（営業区域）に規定する営業区域内（収容I P通信網サービス取扱所を除きます。）となる場合に限り、その申込みを承諾します。

4 当社は、前3項の規定にかかわらず、次の場合には、その契約の申込みを承諾しないことがあります。

(1)契約の申込みをした者がI P通信網サービスの料金その他の債務（この約款に規定する料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいい、第42条（債権の譲渡等）の規定により、当社が請求事業者（第47条に規定するものをいいます。）へ譲渡した債権を含みます。以下この条、第30条（利用停止）、第42条（債権の譲渡等）、第48条（当社の維持責任）、第58条（責任者登録）及び第54条（支払証明書等の発行）及び料金表第2表（工事費）において同じとします。）の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(2)契約の申込みをした者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスの料金その他の債務（当該約款に規定するものをいいます。）の支払いを現に怠っているとき。

(3)第56条（利用に係る契約者等の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。

(4)契約の申込みをした者と当社との間で締結しているI P通信網サービスに係る契約及び他の電気通信サービスに係る契約の数が、当社が定める数を超えることとなるとき。

(5)第9条（契約申込の方法）の規定により提示された書類に係る情報を、当社がその書類の発行元機関へ通知する場合において、契約の申込みをした者の同意がないとき。

(6)I P通信網サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。

(7)特定F T T H事業者等がその契約の申込みを承諾しないとき。

(8)当社の業務の遂行上支障があるとき。

(9)当社が提供する本契約に関わらないサービス（電気料金やガス料金など）の料金における債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(10)その他当社が不適当と判断したとき。

第11条（契約者識別番号）

I P通信網の契約者識別番号は当社が定めることとし、その契約者識別番号については、契約者が継続的に利用できることを保証するものではありません。

2契約者は、I P通信網契約（第3種契約を除きます。）締結の際に、I P通信網サービスに係る事業者変更（電気通信番号を変更することなく、I P通信網サービスの提供を受ける事業者を変更することをいいます。以下同じとします。）を希望するときは、その旨を当社が定める方法により申し出ていただきます。

ただし、その申出を行うことができる者は、その電気通信番号に係る契約を締結していた者と同一の者（当社が別に定める基準に適合する者を含みます。）に限りします。

3 当社は、第 51 条（修理又は復旧）の規定による場合のほか、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、I P 通信網サービスの契約者識別番号を変更することがあります。

4 前項の規定により、I P 通信網サービスの契約者識別番号を変更する場合には、あらかじめそのことを契約者に通知します。

第 12 条（品目の変更）

契約者（第 3 種契約者を除きます。）は、当社が別に定めるところにより I P 通信網サービスの品目の変更の請求をすることができます。

2 当社は、前項の請求があったときは、第 9 条（契約申込の方法）及び第 10 条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

第 13 条（契約者の氏名等の変更の届出）

契約者は、氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書若しくは電子メール等の送付先に変更があったときは、そのことを速やかに所属 I P 通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。

ただし、その変更があったにもかかわらず、所属 I P 通信網サービス取扱所に届出がないときは、第 11 条（契約者識別番号）、第 17 条（当社が行う契約の解除）、第 34 条（利用中止）及び第 30 条（利用停止）に規定する通知については、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知を発したことをもってその通知を行ったものとみなします。

2 前項の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

第 14 条（契約に係る名義変更）

契約者は、契約に係る名義変更（氏名又は名称の変更に伴うものを除きます。以下同じとします。）を請求することができます。

2 契約者は、前項の規定により名義変更を請求するときは、当事者が連署した当社所定の書面により所属 I P 通信網サービス取扱所に請求していただきます。

3 当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除いて、これを承諾します。

(1) 契約に係る名義変更により新たにその I P 通信網の契約者になろうとする者が、I P 通信網の料金その他の債務の支払いを現に怠り又は怠るおそれがあるとき。

(2) 契約に係る名義変更により新たにその I P 通信網の契約者になろうとする者が、第 39 条（預託金）に規定する預託金を預け入れないとき。

(3) 契約に係る名義変更により新たにその I P 通信網の契約者になろうとする者が、第 56 条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。

(4) 契約に係る名義変更により新たにその I P 通信網の契約者になろうとする者と当社との間で締結している I P 通信網サービスに係る契約及び他の電気通信サービスに係る契約の数が、当社が定める数を超えることとなるとき。

(5) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

4 前 3 項の規定にかかわらず、相続又は法人の合併若しくは分割（以下「相続等」といいます。）に伴う名義変更の取扱いについては、次のとおりとします。

(1) 相続人、合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人又は分割により営業を承継する法人（以下この条において「相続人等」といいます。）は、当社所定の書面に相続等があったことを証明する書類を添えて所属 I P 通信網サービス取扱所に請求していただきます。

(2)当社は、相続人等から名義変更の請求があったときは、これを承諾します。

(3)前2号の場合において相続人等が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者として定めて請求していただきます。これを変更したときも同様とします。

(4)前号の規定による代表者からの請求があるまでの間、当社は、相続人等の1人を契約者として取り扱います。

5 契約に係る名義変更があったときは、名義変更後にそのIP通信網サービスの契約者となる者は、名義変更前の契約者が有していた一切の権利（預託金の返還を請求する権利を除きます。）及び義務を承継します。

第15条（IP通信網サービスの利用の一時中断）

当社は、契約者から請求があったときは、IP通信網サービス（第3種契約に係るものを除きます。）の利用一時中断（その契約者識別番号を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

第16条（契約者が行う契約の解除）

契約者は、契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属IP通信網サービス取扱所に当社所定の書面等、当社が定める方法により通知していただきます。

2前項の場合において、契約者（第3種契約に係るものを除きます。以下この条において同じとします。）がIP通信網サービスに係る事業者変更を希望するときは、契約の解除に先立って、当社にその旨を申し出ていただきます。この場合において、料金表第2表（工事費）の1（適用）の(8)に規定する分割支払いの適用を受けている契約者は、その契約者回線の設置に係る工事に関する費用と既に当社に支払われた分割支払金の合計額の差額を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。

3前項の規定によるほか、第42条（工事費等の支払義務）に規定する工事費残債の請求を受けている契約者がIP通信網サービスに係る事業者変更を希望するときは、工事費残債について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。

第16条の2（契約者が行う初期契約解除）

契約者は、事業法第26条の3に基づき契約の解除を行うときは、その法令に定める経過期間を起算する日から8日以内において、当社所定の方法によりその申し出を行っていただきます。

第17条（当社が行う契約の解除）

当社は、契約者が次のいずれかに該当する場合に、その契約を解除することがあります。

(1)料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、IP通信網サービス取扱所（料金収納事務を行う当社の事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないとき、及び第42条（債権の譲渡等）の規定により、当社がIP通信網サービスの料金その他の債務に係る債権を請求事業者（第47条に規定するものをいいます。）へ譲渡した場合であって、その請求事業者への支払いがないとき（請求事業者がその支払いの事実を確認できないときを含みます。）を含みます。以下この条において同じとします。）。

(2)IP通信網サービスに係る契約の申込みに当たって当社所定の書面に事実と反する記載を行ったことが判明したとき。

(3)第13条（契約者の氏名等の変更の届出）の規定に違反したとき及びその規定により届け出た内容について事実と反することが判明したとき。

(4)契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他のIP通信網サービス又は契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスに関する料金その他の債務（当該契約約款の規定に

より支払いを要することとなったものをいいます。) について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。

(5)第 56 条 (利用に係る契約者等の義務) の規定に違反したと当社が認めたとき。

(6)契約者回線に、自営端末設備又は自営電気通信設備を当社の承諾を得ずに接続したとき。

(7)契約者回線等に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき又はその検査の結果、端末設備等規則 (昭和 60 年郵政省令第 31 号) (以下「技術基準」といいます。) 及び特定 F T T H 事業者が定める端末設備等の接続の条件 (以下「技術的条件」といいます。) に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線等から取りはずさなかったとき。

(8)第 39 条 (預託金) に規定する預託金を預け入れないとき。

(9)前 8 号のほか、この約款の規定に反する行為であって I P 通信網サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備等に著しい支障を及ぼし又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。

(10)当社が契約者に提供する本契約以外のサービス (電気料金やガス料金など) の料金の債務の支払いを怠ったとき。

2 当社は、第 30 条 (利用停止) 第 1 項の規定により I P 通信網サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その契約を解除することがあります。

3 当社は、前 2 項の規定によるほか、当社が定める期日までに工事を完了できないときは、その契約を解除します。

4 当社は、前 4 項の規定により、その契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。

5 当社は、前 5 項の規定によるほか、契約者の死亡について当社に届出があり、当社がその事実を確認した場合において、以後その契約に係る I P 通信網サービスが利用されないものと認めたときは、死亡の事実を確認した日をもってその契約を解除するものとします。

第 4 章 契約者回線の態様等

第 18 条 (契約者回線の終端)

当社は、契約者が指定した住所内の建物又は工作物において、特定 F T T H 事業者等の線路から原則として最短距離にあって、堅固に施設できる地点に保安器、配線盤又は回線終端装置等を設置し、これを契約者回線の終端とします。この場合において、当社は、回線終端装置等を設置した場所を設置場所住所として登録します。

2 当社は、前項の地点 (その地点が当社の I P 通信網サービス取扱所内となる場合を除きます。) を定めるときは、契約者と協議します。

第 19 条 (契約者からの契約者回線等の設置場所の提供等)

契約者からの契約者回線等及び端末設備の設置場所の提供等については、次に定めるところによります。

(1)契約者回線等の終端のある構内 (これに準ずる区域内を含みます。) 又は建物内において、当社が契約者回線等及び端末設備を設置するために必要な場所は、その契約者から提供していただきます。

(2)当社が I P 通信網契約に基づいて設置する電気通信設備に必要な電気は、契約者から提供していただくことがあります。

(3)契約者は、契約者回線等の終端のある構内 (これに準ずる区域内を含みます。) 又は建物内において、電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

第 20 条 (収容 I P 通信網サービス取扱所の変更)

契約者回線等は、特定 F T T H 事業者等の定めるところにより I P 通信網サービス取扱所交換設備に収容されま

す。

2 特定 F T T H 事業者等の事由により、収容 I P 通信網サービス取扱所が変更されることがあります。

3 当社は、前項の規定によるほか、第 46 条（修理又は復旧）の規定により、収容 I P 通信網サービス取扱所が変更されることがあります。

第 21 条（契約者回線の移転）

契約者は、別表 1（営業区域）に規定する営業区域において、その I P 通信網契約に係る営業区域内に限り契約者回線の移転を請求することができます。

2 前項の規定により移転の請求をする者は、当社が移転先住所を確認するための書類を提示していただきます。

3 当社は、第 1 項の請求があったときは、第 9 条（契約申込の方法）及び第 10 条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

第 5 章 付加機能

第 22 条（付加機能の提供）

当社は、契約者から請求があったときは別表 2（付加機能）に定めるところにより付加機能を提供します。

ただし、その付加機能の提供が技術的に困難なとき又は保守することが困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その付加機能を提供できないことがあります。

2 別表 2 に規定する映像通信伝送機能の提供を受けている I P 通信網サービスについて、利用の一時中断があったときは、その映像通信伝送機能の利用も一時中断されるものとします。

第 6 章 自営端末設備の接続

第 23 条（自営端末設備の接続）

契約者は、その契約者回線等の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線等に自営端末設備（端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成 16 年総務省令第 15 号。以下「技術基準適合認定規則」といいます。）様式第 7 号又は第 14 号の表示が付されている端末機器（技術基準適合認定規則第 3 条で定める種類の端末設備の機器をいいます。）、技術基準及び技術的条件に適合することについて事業法第 86 条第 1 項に規定する登録認定機関又は事業法第 104 条第 2 項に規定する承認認定機関の認定を受けた端末機器に限り、以下同じとします。）を接続することができます。

2 契約者は、工事担任者規則（昭和 60 年郵政省令第 28 号）第 4 条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。

ただし、同規則第 3 条で定める場合は、この限りではありません。

3 契約者がその自営端末設備を変更したときについても、前 2 項の規定に準じて取り扱います。

第 24 条（自営端末設備に異常がある場合等の検査）

当社は、契約者回線等に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準及び技術的条件に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第 32 条第 2 項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。

2 前項の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準及び技術的条件に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備を契約者回線等から取りはずしていただきます。

第7章 自営電気通信設備の接続

第25条（自営電気通信設備の接続）

契約者は、次の場合を除いて、その契約者回線等の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、接続することができます。

(1)その接続が技術基準及び技術的条件に適合しないとき。

(2)特定F T T H事業者等がその接続を認めないとき。

2 契約者は、工事担任者規則第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督していただきます。

ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。

3 契約者がその自営電気通信設備を変更したときについても、前2項の規定に準じて取り扱います。

第26条（自営電気通信設備に異常がある場合等の検査）

契約者回線等に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、第24条（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準じて取り扱います。

第8章 端末設備の貸与

第27条（端末設備の貸与）

当社は、第1種契約に係る契約者から請求があったときは、料金表第1表（料金）に定めるところにより端末設備を貸与します。

ただし、その端末設備の貸与が技術的に困難なとき又は保守することが困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その端末設備を貸与できないことがあります。

第28条（端末設備の返還）

当社の端末設備の貸与を受けている契約者は、端末設備の返還を当社に申し出た場合のほか、次の場合には、その端末設備を当社が指定する場所へ当社が定める期日までに速やかに返還していただきます。

(1)そのI P通信網契約の解除があったとき（当社が別に定める場合を除きます。）。

(2)その他I P通信網契約の内容の変更に伴い、そのI P通信網契約に係る端末設備を利用しなくなったとき。

第9章 利用中止等

第29条（利用中止）

当社は、次の場合には、I P通信網サービスの利用を中止することがあります。

(1)当社又は特定F T T H事業者等の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。

(2)第37条（通信利用の制限等）の規定により、I P通信網サービスの利用を中止するとき。

2 当社は、前項の規定によりI P通信網サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に当社が指定するホームページにおいてお知らせします。

ただし、緊急やむを得ない場合又は特定F T T H事業者等からの請求によるものである場合は、この限りではありません。

第30条（利用停止）

当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、当社が定める期間、そのI P通信網サービスの利用を停止することがあります。

(1)料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、I P通信網サービス取扱所（料金収納事務を行う当社の事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないとき、及び第 42 条（債権の譲渡等）の規定により、当社が I P通信網サービスの料金その他の債務に係る債権を請求事業者（第 47 条に規定するものをいいます。）へ譲渡した場合であって、その請求事業者への支払いがないとき（請求事業者がその支払いの事実を確認できないときを含みます。）を含みます。以下この条において同じとします。）。

(2) I P通信網サービスに係る契約の申込みに当たって当社所定の書面に事実と反する記載を行ったことが判明したとき。

(3)第 13 条（契約者の氏名等の変更の届出）の規定に違反したとき及びその規定により届け出た内容について事実と反することが判明したとき。

(4)契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他の I P通信網サービス又は契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスに関する料金その他の債務（当該契約約款の規定により支払いを要することとなったものをいいます。）について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。

(5)第 23 条（自営端末設備の接続）、第 24 条（自営端末設備に異常がある場合等の検査）、第 25 条（自営電気通信設備の接続）、第 26 条（自営電気通信設備に異常がある場合等の検査）、第 51 条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したと当社が認めたとき。

(6)契約者回線に、自営端末設備又は自営電気通信設備を当社の承諾を得ずに接続したとき。

(7)契約者回線等に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき又はその検査の結果、端末設備等規則（昭和 60 年郵政省令第 31 号）（以下「技術基準」といいます。）及び特定 F T T H事業者が定める端末設備等の接続の条件（以下「技術的条件」といいます。）に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線等から取りはずさなかったとき。

(8)39 条（預託金）に規定する預託金を預け入れないとき。

(9)前 8 号のほか、この約款の規定に反する行為であって I P通信網サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備等に著しい支障を及ぼし又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。

(10)当社が契約者に提供する本契約以外のサービス（電気料金やガス料金など）の料金の債務の支払いを怠ったとき。

2 当社は、前項第 1 号から第 10 号の規定により I P通信網サービスの利用停止をするときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。

ただし、本条第 1 項第 5 号により利用停止を行うときであって、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

3 当社は、第 1 項各号の規定により、当社が I P通信網サービスの利用の停止の手続き等を行っている期間中に、契約者が第 1 項各号に該当しなくなった場合であっても、利用の停止を行う場合があります。

第 10 章 通信

第 31 条（発信者番号通知）

契約者回線からの通信については、当社が別に定めるところにより発信者番号通知（契約者回線に係る契約者識別番号を当社が定める通信の相手先へ通知することをいいます。以下同じとします。）を行います。

ただし、契約者がその取扱いを拒むときは、この限りではありません。

2 前項の場合において、当社は、契約者識別番号を通信の相手先の契約者回線へ通知する又は通知しないことに伴い発生する損害については、この約款中の責任の制限の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負います。

3 契約者は、第1項の規定等により通知を受けた契約者識別番号の利用にあたっては、総務省の定める「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を尊重していただきます。

第32条（通信利用の制限等）

I P通信網サービスに係る通信が著しくふくそうしたときは、通信の全部を接続することができないことがあります。この場合において、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うための措置は、特定F T T H事業者等の定めるところによります。

2前項の規定によるほか、別表2（付加機能）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

3 I P通信網サービスの契約者回線に接続する自営端末設備によっては、I P通信網サービスの一部が利用できない場合があります。

第32条の2（通信時間等の測定等）

I P通信網契約に係る課金対象データ（契約者回線との間において伝送されるデータ（制御信号のうちデータとみなされるものを含みます。）をいいます。以下同じとします。）の情報量は、当社の機器により測定します。

2課金対象データ量については、前項の規定により測定した情報量を、1の契約ごとにそれぞれの1料金月（1の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）における総情報量について、10,240 バイトまでごとに1の課金対象データとして算出します。

第11章 料金等

第1節 料金及び工事費

第33条（料金及び工事費）

当社が提供するI P通信網サービスの料金は、基本使用料、付加機能使用料、通信料、端末設備使用料、契約に係る解約金、手続きに関する料金及び請求書等の発行に関する料金とし、料金表第1表（料金）に定めるところによります。

2 当社が提供するI P通信網サービスの工事費は、料金表第2表（工事費）に規定する工事費とします。ただし、料金表第2表（工事費）に規定のない工事について、当社が行うことを認めた場合の工事費の額については、別に算定する実費とします。

第2節 料金等の支払義務

第34条（基本使用料等の支払義務）

契約者は、提供開始日（その契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日（料金表第1表（料金）に規定するプロバイダありプランを選択している場合であって、提携プロバイダ事業者がその契約者回線に係るプロバイダサービスの契約の申出を承諾したときは、当社が契約者回線の提供を開始したこと及び提携プロバイダ事業者による提携サービスの提供が開始したことを当社が確認した日）とします。以下同じとします。）から起算して契約の解除があった日の前日までの期間（提供開始日と解除があった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、料金表第1表第1（基本使用料）に規定する料金の支払いを、端末設備の貸与の申出を承諾した日から起算して端末設備の貸与の廃止があった日の前日までの期間（貸与を開始した日と廃止があった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、料金表第1表第2（端末設備）に規定する料金の支払いを、付加機能の提供を開始した日を含む月の翌月1日から起算して付加機能の廃止があった日を含む月の末日まで

の期間（提供開始日と廃止があった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、料金表第1表第2（付加機能使用料）に規定する料金の支払いを要します。この場合において、契約者が料金表第1表第1（基本使用料）に規定するプロバイダありプランを選択しているときは、当社はプロバイダサービスに係る料金（以下「プロバイダ料金」といいます。）を、基本使用料に合算して請求します。

ただし、料金表第1表（料金）又は別表2（付加機能）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

2 前項の期間において、利用停止等によりIP通信網サービスを利用することができない状態が生じたときの基本使用料、付加機能使用料及び端末設備使用料（以下「基本使用料等」といいます。）の支払いは、次によります。

(1)利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の基本使用料等の支払いを要します。

(2)利用停止があったときは、契約者は、その期間中の基本使用料等の支払いを要します。

(3)前2号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、IP通信網サービスを利用できなかった期間中の基本使用料等の支払いを要します。

区別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、そのIP通信網サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのIP通信網サービスについての料金
2 移転又は契約の解除と同時に新たに他の契約種別に係る契約を締結すること（以下「移転等」といいます。）に伴って、IP通信網サービスを利用できなくなった期間が生じたとき。（契約者の都合により、IP通信網サービスを利用しなかった場合であって、その設備を保留したときを除きます。）	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのIP通信網サービスについての料金

3当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

4 IP通信網サービスの契約（第3種契約に係るものを除きます。）と同時にプロバイダありプランを選択した場合であって、当社が定める期日までに提携プロバイダ事業者によりその契約者回線に係るプロバイダサービスの提供が開始されないときは、契約締結の時点でプロバイダなしプランを選択していたものとみなして取扱います。

第34条の2（通信料の支払義務）

契約者は、次の通信について、第47条（通信時間等の測定等）の規定により測定した通信時間又は情報量と料金表第1表第2の2（通信料）の規定に基づいて算定した料金の支払いを要します。

ただし、付加機能に係る通信に関する料金について、この約款又は当社が提供する電気通信サービスの契約約款等に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

種類	提供条件
契約者回線から行った通信	その契約者回線の契約者
契約者回線へ着信した通信	その契約者回線の契約者

2前項の場合によるほか、IP通信網契約の解除があった場合であって、当社がIP通信網サービスに係る設備を撤去するまでの間に通信が行われたときは、契約者はその通信に関する料金についても支払いを要するものと

します。

第 35 条（契約に係る解約金の支払義務）

契約者は、その契約を契約の満了以外の事由により解除することを当社に通知したとき又は当社がその契約を解除したときは、料金表第 1 表第 4（契約に係る解約金）に規定する料金の支払いを要します。

ただし、第 22 条に規定する初期契約解除にかかるものは、この限りではありません。

第 36 条（手続きに関する料金の支払義務）

契約者は、I P 通信網サービスに係る契約の申込み又は手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第 1 表第 4（手続きに関する料金）に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

ただし、その I P 通信網サービスに係る工事の着手前にその契約の解除があったとき、又は手続きの着手前にその請求の取り消しがあったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

第 36 条の 2（請求書等の発行に関する料金の支払義務）

第 3 種契約者は、I P 通信網サービスの利用に係る請求書等の発行を受けたときは、料金表第 1 表第 5（請求書等の発行に関する料金）に規定する料金の支払いを要します。

第 37 条（工事費等の支払義務）

契約者は、I P 通信網サービスに係る契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第 2 表（工事費）に規定する工事費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

3 料金表第 2 表（工事費）の 1（適用）の(8)に規定する分割支払いの適用を受けている契約者は、次のいずれかの事由に該当したときは、分割支払いに関する債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。

(1)その I P 通信網契約の解除があったとき（当社が別に定めるときを除きます。）。

(2)次のいずれかに該当する場合であって、契約者が分割支払金の支払いを怠るおそれがあると当社が認めたとき。

①自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき又は一般の支払いを停止したとき。

②差押、仮差押、保差押、仮処分の申し立て又は滞納処分を受けたとき。

③破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の破産処理手続きの申立てがあったとき。

4 サービス転用により、新たに当社と I P 通信網契約（第 3 種契約に係るものを除きます。）を締結した場合であって、当社に引き継がれた分割支払金の残余の期間の債務（特定 F T T H 事業者が定める契約約款に規定するものをいいます。以下、この契約約款において「工事費残債」といいます。）があるときは、そのサービス転用に係る I P 通信網契約の契約者は、その工事費残債の支払いを要します。この場合において、当社は、その工事費残債を当社が定める方法により分割して請求します。

5 前項の適用を受けている契約者は、次のいずれかの事由に該当したときは、工事費残債について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。

(1)その I P 通信網契約の解除があったとき（当社が別に定めるときを除きます。）。

(2)次のいずれかに該当する場合であって、契約者が分割支払金の支払いを怠るおそれがあると当社が認めたとき。

①自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき又は一般の支払いを停止したとき。

②差押、仮差押、保差押、仮処分の申し立て又は滞納処分を受けたとき。

③破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の破産処理手続きの申し立てがあったとき。

第 38 条（料金の計算等）

料金及び工事費の計算方法、料金及び工事費の支払方法並びに料金その他の取扱いに関しては、料金表通則に定めるところによります。

ただし、料金表第 1 表（料金）から第 3 表（その他のサービスに関する料金等）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

第 3 節 預託金

第 39 条（預託金）

契約者又は I P 通信網契約に係る名義変更により新たにその契約者になろうとする者は、次の場合には、I P 通信網サービスの利用に先立って（名義変更の場合はその承諾に先立って）預託金を預け入れていただくことがあります。

(1) I P 通信網契約の申込みの承諾を受けたとき。

(2) I P 通信網契約に係る名義変更の承認を請求したとき。

(3)第 30 条（利用停止）第 1 項第 1 号若しくは第 4 号の規定による利用停止を受けた後、その利用停止が解除されるとき。

2 預託金の額は、1 契約当たり 10 万円以内で当社が別に定める額とします。

3 預託金については、無利息とします。

4 当社は、I P 通信網契約の解除、I P 通信網契約に係る名義変更等預託金を預け入れた事由が解消した場合には、その契約に係る預託金を返還します。この場合において、その契約者が、その契約若しくは当社と契約を締結している若しくは締結していた他の I P 通信網契約に基づき支払うべき額（第 42 条（債権の譲渡等）の規定により、当社が請求事業者（第 42 条に規定するものをいいます。）へ譲渡した債権に関するものであって、その請求事業者へ支払うべき額を含みます。）又は当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスに係る契約若しくは個別信用購入あっせん契約（当社の個別信用購入あっせん契約約款に規定するものをいいます。）に基づき支払うべき額があるときは、当社の定める方法により返還する預託金をその額に充当し、残額を返還します。

第 4 節 割増金及び延滞利息

第 40 条（割増金）

契約者は、料金又は工事費の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額（料金表の規定により消費税相当額を加算しないこととされている料金にあっては、その免れた額の 2 倍に相当する額）を割増金として支払っていただきます。

第 41 条（延滞利息）

1 お客さまが料金の支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から当社が指定し

た支払いの期日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。

2 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、年 10 パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。また、支払期日から 10 日間は無利息といたします。

3 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

第 5 節 債権の譲渡等

第 42 条（債権の譲渡等）

契約者（当社が指定する契約者を除きます。以下この条において同じとします。）は、当社が I P 通信網サービスに係る料金その他の債務に係る債権を、当社が定める第三者（以下「請求事業者」といいます。）に譲渡することをあらかじめ承認していただきます。この場合において、当社及び請求事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

2 契約者は、当社が前項の規定に基づき請求事業者へ債権を譲渡する場合において、氏名、住所及び契約者識別番号等の情報（請求事業者が契約者へ料金を請求するために必要な情報であって、当社が別に定めるものに限ります。）並びに金融機関の口座番号、クレジットカードのカード番号及び第 30 条（利用停止）の規定に基づきその I P 通信網サービスの利用を停止しているときはその内容等の情報（請求事業者が料金を回収するために必要な情報であって、当社が別に定めるものに限ります。）を当社が請求事業者へ提供する場合があることにあらかじめ同意するものとします。

3 契約者は、当社が第 1 項の規定に基づき請求事業者へ譲渡した債権に係る情報（請求事業者への支払状況に関するものであって、当社が定めるものに限ります。）を請求事業者が当社に提供する場合があることにあらかじめ同意するものとします。

第 12 章 保守

第 43 条（当社の維持責任）

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）に適合するように維持します。

第 44 条（契約者等の維持責任）

契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を技術基準及び技術的条件に適合するように維持していただきます。

第 45 条（契約者等の切分責任）

契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線等に接続されている場合であって、契約者回線その他当社又は特定 F T T H 事業者等の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、契約者から要請があったときは、当社は、当社が指定する I P 通信網サービス取扱所において試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。

3 当社は、前項の試験により電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社が係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第 46 条（修理又は復旧）

当社は、当社が設置した電気通信設備が故障し又は滅失した場合は、速やかに修理し又は復旧するものとします。ただし、24 時間未満の修理又は復旧を保証するものではありません。

2 前項の規定によるほか、特定 F T T H 事業者等が設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合、特定 F T T H 事業者等がその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、その修理又は復旧の順位等については、特定 F T T H 事業者等の定めるところによります。

3 前項の場合において、電気通信設備を修理又は復旧するときは、故障又は滅失した契約者回線について、暫定的に収容 I P 通信網サービス取扱所又はその経路が変更されることがあります。

第 13 章 損害賠償

第 47 条（責任の制限）

当社は、I P 通信網サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その I P 通信網サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、I P 通信網サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその I P 通信網サービスに係る料金表第 1 表第 1（基本使用料）、第 1 の 2（付加機能使用料）及び第 2（端末設備使用料）に規定する料金の合計額を発生した損害とみなしその額に限って賠償します。
(1) 料金表第 1 表第 1（基本使用料）、第 1 の 2（付加機能使用料）及び第 2（端末設備使用料）に規定する料金
(2) 料金表第 1 表第 2 の 2（通信料）に規定する料金（I P 通信網サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前 6 料金月の 1 日当たりの平均通信料（前 6 料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）

3 前項の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

4 当社の故意又は重大な過失により I P 通信網サービスの提供をしなかったときは、前 3 項の規定は適用しません。

（注）本条第 2 項第 2 号に規定する当社が別に定める方法により算出した額は、原則として、I P 通信網サービスを全く利用できない状態が生じた日より前の把握できる期間における 1 日当たりの平均通信料とします。

第 48 条（免責）

当社は、I P 通信網サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

2 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

3 当社は、契約者が指定した日時までに工事を着手できない場合又はその日において工事を完了できない場合があります。この場合において、当社は、工事を完了しなかったことに伴い発生する損害を賠償しません。

第 14 章 雑則

第 49 条（承諾の限界）

当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは

保守することが著しく困難であるとき又は料金その他の債務の支払いを現に怠り若しくは怠るおそれがある等当社、特定F T T H事業者等又は提携プロバイダ事業者の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

第 50 条（利用に係る契約者の義務）

契約者は、次のことを守っていただきます。

(1) I P 通信網契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずししないこと。

ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

(2) I P 通信網契約に基づき設置した電気通信設備及び第 32 条（端末設備の貸与）の規定により当社が貸与した端末設備を変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。

ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

(3) 通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

(4) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、I P 通信網契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。

(5) I P 通信網契約に基づき設置した電気通信設備及び第 32 条の規定により当社が貸与した端末設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。

(6) 電気通信設備に著しく負荷を与える等により、サービス卸を利用するその他の契約者の利用環境に著しい支障を生じさせないこと。

(7) I P 通信網サービスの一般的な利用と比較して著しく異なる利用があり、それにより電気通信サービスの円滑な提供に支障が生じた場合は、当社からの求めに応じてその利用を中止すること。

2 契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備若しくは第 32 条の規定により当社が貸与した端末設備を亡失、き損又は当社が定める期日までに返却しなかったときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。この場合において、当社は、その必要な費用の請求を、当社が提供する電気通信サービスの料金に合算して請求する場合があります。

第 51 条（プライバシーポリシー）

当社は、契約者に関する個人情報の取扱いに関する方針（以下「プライバシーポリシー」といいます。）を定め、その定めるところにより個人情報を取り扱います。

2 前項に規定するプライバシーポリシーは、当社のインターネットホームページ等において公表します。

第 52 条（責任者登録）

契約者は、当社が定める方法により、設置場所住所における工事立ち合い等の責任者の登録（以下「責任者登録」といいます。）を行っていただきます。この場合において、責任者登録により当社に登録される者（以下「登録責任者」といいます。）の情報は、登録責任者の氏名及び設置場所住所とします。

ただし、当社は、特定F T T H事業者等の事由等により、その登録を承諾しない場合があります。

2 契約者は、当社が I P 通信網サービスに係る案内等を、当社が定める方法により、登録責任者へ通知する場合があることにあらかじめ同意するものとします。

3 契約者は、その契約者以外の者を責任者登録するときは、次の事項についてあらかじめ登録責任者となる者の承諾を得ていただきます。この場合において、当社は契約者が登録責任者の承諾を得ていないことに起因する

損害について、一切の責任を負いません。

(1)契約者からの申出により責任者登録又は登録責任者の変更が行われること。

(2)提携プロバイダ事業者からの請求に基づき、登録責任者の情報を当社が通知することがあること。

4 契約者は、登録責任者の変更があった場合は、そのことを速やかに所属 I P 通信網サービス取扱所に申し出ていただきます。

5 当社は、契約者から登録責任者の変更の申出があったときは、その申出を責任者登録の申出とみなして、第 1 項から第 3 項の規定を適用します。

第 53 条（契約者認証）

当社は、当社が別に定める認証方式により、契約内容の変更その他の請求等があった場合は、その請求等は契約者が行ったものとして取り扱います。

第 54 条（約款の掲示）

当社は、この約款（変更があった場合は変更後の約款）を当社のインターネットホームページ又は当社が指定する I P 通信網サービス取扱所において掲示することとします。

第 55 条の 2（サイバー攻撃の恐れへの対処を求める通知）

当社は、国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成 11 年法律第 162 号。以下「NICT 法」といいます。）に基づき国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」といいます。）が行う特定アクセス行為（NICT 法に規定するものをいいます。以下同じとします。）に係る通信の送信先の電気通信設備に関して、機構から送信型対電気通信設備サイバー攻撃（事業法に規定するものをいいます。以下同じとします。）の恐れへの対処を求める通知を受けた場合であって、当該送信型対電気通信設備サイバー攻撃により I P 通信網サービスの提供に支障が生ずる恐れがあるときは、必要な限度で、当該特定アクセス行為に係る通信の送信先の電気通信設備の I P アドレス及びタイムスタンプから、当該電気通信設備を契約者回線へ接続する契約者を確認し、当社が定める方法により当該契約者へ注意喚起を行うことがあります。

第 55 条（合意管轄）

契約者と当社との間でこの約款に関連して訴訟の必要が生じた場合、当社本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 56 条（準拠法）

この約款の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

第 57 条（I P 通信網事業者への情報の通知）

契約者は、I P 通信網サービスに係る事業者変更に関する当社以外の I P 通信網事業者からの請求に基づき、氏名、住所、契約者識別番号及び生年月日等の情報（その I P 通信網サービスに係る事業者変更に関する手続きのために必要なものに限りします。）を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。

第 58 条（その他）

I P 通信網契約の解除があった場合の料金の支払いその他の契約者の義務については、なお従前のおりとしません。

料金表

通則

(料金の計算方法等)

1 当社は、この料金表において、消費税相当額を含まない額（以下「税抜額」といいます。）で料金を定めるときは、その額に消費税相当額を加算した額（以下「税込額」といいます。）を併記します。この場合において、当社は税抜額により料金を計算することとします。

(注) この料金表に規定する税込額は消費税法第 63 条の 2 に基づき表示するものであり、税込額で計算した額は実際に支払いを要する額と異なる場合があります。

2 当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、基本使用料等は暦月、通信料は料金月に従って計算します。

ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算します。(注) 料金月に従って通信料を計算する場合において、通信又はセッションを開始した料金月と終了した料金月が異なるときは、当社が定める方法により計算するものとします。

3 当社は、次の場合が生じたときは、基本使用料等のうち月額で定める料金（以下この項において「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割します。

(1) 暦月の初日以外の日が提供開始日であったとき。

(2) 暦月の初日が提供開始日であって、その日にその契約の解除があったとき。

(3) 暦月の初日以外の日に端末設備の貸与の開始があったとき。

(4) 暦月の初日に端末設備の貸与を開始し、その日にその端末設備の貸与の廃止があったとき。

(5) 暦月の初日以外の日に契約の解除又は端末設備の貸与の廃止があったとき。

(6) 暦月の初日以外の日に基本使用料の料金種別の変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。

(7) 第 39 条（基本使用料等の支払義務）第 2 項第 3 号の表の規定に該当するとき。

4 前項の規定による月額料金の日割は、暦日数により行います。この場合、第 39 条第 2 項第 3 号の表の 1 欄に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる 24 時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。

(端数処理)

5 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を四捨五入いたします。

(電子媒体による請求額情報の通知)

6 当社は、次の場合を除いて、その IP 通信網サービス（当社が提供する他の IP 通信網サービスであって、その料金等が IP 通信網サービスに係る料金に合わせて請求される電気通信サービスを含みます。以下この項において同じとします。）について、当社又は請求事業者が行うその料金等の請求に係る情報（当該契約者に係る料金等の請求額及び通信料金明細内訳等の料金内訳をいいます。以下同じとします。）の送付に代えて、請求データ蓄積装置（請求額情報（料金等の請求に係る情報のうち、請求事業者が適用する延滞利息等の情報を除いたものをいいます。以下同じとします。）を蓄積するための当社の電気通信設備をいいます。以下同じとします。）に登録した電子データにより、請求額情報を通知（以下「電子媒体による請求額情報の通知」といいます。）する取扱いを行います。

(1) 契約者から郵送での通知の請求があったとき

7 当社は、第 7 項に規定する請求データ蓄積装置に、当該契約者に係る請求額情報を登録したことをもって、その請求額情報を契約者に通知したものとみなします。

8 当社は、電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けている I P 通信網サービスについて、次のいずれかに該当することを当社が確認したときは、その I P 通信網サービスの利用に係る口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書を発行します。

(1)第 30 条（利用停止）の規定によりその I P 通信網サービスの利用が停止されているとき。

(2)第 17 条（当社が行う契約の解除）又は第 22 条（その他の提供条件）の規定によりその I P 通信網契約が解除されたとき。

9 当社は、電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けている I P 通信網サービスについて、I P 通信網契約者からこの取扱いを廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合は、この取扱いを廃止します。

(1)第 7 項各号のいずれかに該当することとなったとき。

(2)第 17 条（当社が行う契約の解除）又は第 22 条（その他の提供条件）の規定によりその I P 通信網契約が解除されたとき。

10 電子媒体による請求額情報の通知に関するその他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。

（料金等の支払い）

11 I P 通信網契約者は、料金その他の債務について、所定の支払期日までに支払っていただきます。この場合において、I P 通信網契約者は、その料金その他の債務（第 42 条（債権の譲渡等）の規定により、当社が請求事業者へ譲渡したものを除きます。）について、当社が指定する I P 通信網サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。

12 料金その他の債務は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

（料金の一括後払い）

13 当社は、当社に特別の事情がある場合は、I P 通信網契約者の承諾を得て、2 月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

（消費税相当額の加算）

14 第 39 条（基本使用料等の支払義務）から第 42 条（工事費の支払義務）及び第 54 条（支払証明書等の発行）までの規定の規定等により、この料金表に定める料金又は工事費の支払いを要するものとされている額は、税抜額に消費税相当額を加算した額とします。

（料金等の臨時減免）

15 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金その他の債務を減免することがあります。

16 当社は、前項の規定により料金その他の債務の減免を行ったときは、関係の I P 通信網サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

第 1 表 料金

第 1 基本使用料

1 適用

基本使用料の適用

(1) I P 通信網契約の基本使用料の適用

ア I P 通信網契約の基本使用料には、次の料金種別があります。

(ア)第 1 種契約に係るもの

①契約に係るもの

基本使用料の料金種別
GU ひかり戸建タイプ東
GU ひかりマンションタイプ東

(イ)第2種契約に係るもの

①契約に係るもの

基本使用料の料金種別
GU ひかり戸建タイプ西
GU ひかりマンションタイプ西

イ 契約者は、アのいずれかの基本使用料の料金種別を選択していただきます。

ウ イの場合において、マンションタイプ（基本使用料の料金種別が、GU ひかりマンションタイプA/東、GU ひかりマンションタイプB/東、GU ひかりマンション単独タイプ/東、GU ひかりマンションタイプA/西、GU ひかりマンションタイプB/西、GU ひかりマンション単独タイプ/西及びGU ひかりマンションタイプCであるものをいいます。以下同じとします。）については、契約者グループに係る契約者回線に関するIP通信網契約に限り選択できます。

エ ウの場合によるほか、GU ひかりミニ戸建単独タイプ／東又はGU ひかりミニ戸建単独タイプ／西（以下「GU ひかりミニタイプ」といいます。）は第5条（IP通信網サービスの品目）に規定する通信速度種別に係る品目が100Mタイプの場合に限り選択することができます。

オ 当社は、プロバイダサービスに係る料金を含めて定めるものとします。

カ 契約者が提携プロバイダの提供するプロバイダサービスを利用しているときは、そのプロバイダサービスに係る債権を、当社が提携プロバイダ事業者から譲り受けて、プロバイダありプランの料金とあわせて請求されることにあらかじめ同意していただきます。この場合において、そのサービスの契約者名義が契約者と異なるときは、プロバイダ料金に係る債務を契約者が引き受けるものとし、そのプロバイダサービスに係る契約者はその契約に基づく支払義務を負わないものとします。

キ 契約者が、契約の解除と同時に新たに第7条に定める他の契約種別に係る契約を締結したとき、当社は、料金の計算方法等について、基本使用料の料金種別を変更する場合に準じて取り扱います。

ク 契約者が、GU ひかりミニタイプ以外の基本使用料の料金種別を選択している暦月において、その契約を解除（当社が別に定める場合を除きます。）したときは、その契約の解除があった日を含む暦月のその料金種別の基本使用料について、通則第3項（料金の計算方法等）及び第4項の規定にかかわらず、日割しません。

ただし、第22条に規定する初期契約解除にかかるものは、この限りではありません

ケ クの場合において、その契約の解除があった日を含む暦月に、GU ひかりミニタイプを除く複数の基本使用料の料金種別の選択があったときは、その選択があった基本使用料の料金種別のうち、基本使用料の料金額が最も高い料金種別の料金額を、GU ひかりミニタイプを除く基本使用料の料金種別を選択した期間の基本使用料として適用します。

ケ 契約者が基本使用料の料金種別を変更するときは、その申出と同時に料金種別の変更に係る工事の請求を行っていただく場合があります。この場合において、当社は、その工事が完了したことを確認したときに、基本使用料の料金種別を変更するものとします。

2 料金額

2-1 第1種契約に係るもの

区分	料金額（月額）次の税抜額
GU ひかりファミリー・ギガ/東	6,280 円
GU ひかりひかりプラス/東	3,900 円～5,600 円
GU ひかりマンション・ギガ/東	5,450 円

2-2 第2種契約に係るもの

区分	料金額（月額）次の税抜額
GU ひかりファミリー・ギガ/西	6,280 円
GU ひかりひかりプラス/西	3,900 円～5,600 円
GU ひかりマンション・ギガ/西	5,450 円

第2 端末設備使用料

レンタル機器	機器レンタル料
ホームゲートウェイ※1	無料
ホームゲートウェイ（無線 LAN 機能あり）※2	800 円
1 ギガ対応無線 LAN ルータ※3※4	600 円
無線 LAN カード(追加)	300 円/枚

※1 GU ひかり電話をご利用の場合、ホームゲートウェイの機器レンタルが必要となります。

※2 ホームゲートウェイで無線 LAN 機能をご希望の場合、機器レンタル料がかかります。

※3 GU ひかり電話を利用しない場合で、無線 LAN 機能をご希望の場合、1 ギガ対応無線 LAN ルータをレンタルできます。

第2の2 通信料

当月分を毎月末までの利用料に基づき通信料を清算します。なお、毎月末日の 23 時～24 時に利用料を確定し、当月の通信料を算定します。

確定以降に発生した利用料に係る通信料は翌月の請求に繰り越します。

- ・ ～3040MB ：基本料のみでご利用いただけます。
- ・ 3040MB～10,040MB：基本料に加えて利用料に応じた通信料が加算されます。
- ・ 10,040MB～ ：基本料に加えて通信料の上限額が加算されます。

1MB=1024KB=1,048,576B となります。100MB 未満の通信料は 100MB 単位に切り上げます。

9,940B～10,040B までの 100MB は、100MB あたり 44 円となります。

第3 契約に係る解約金

1 適用

契約に係る解約金の適用

契約に係る解約金の適用除外

- ア契約者は、次の場合には2（料金額）の規定にかかわらずその契約に係る解約金の支払いを要しません。
- (ア)契約の更新日を含む暦月の初日から契約の更新日を含む暦月の翌暦月の末日までの間において、その契約の解除があったとき。
- (イ)契約者、第58条（責任者登録）に規定する登録責任者の死亡に関する届出があった場合であって、その死亡日から当社が定める期間内にその契約の解除があったとき。
- (ウ)契約の解除と同時に新たに第7条に定める他の契約種別に係る契約を締結するとき。
- (エ)契約の解除があった日から起算して当社が定める期間内に、その契約に係る者の住所が営業区域外へ移転したことを当社が確認したとき。
- (オ)工事（最初の工事であると当社が認める場合に限ります）。の着手前にその契約を解除したとき。

2 料金額

区分	料金額（次の税抜額）
定期契約に係る解約金	10,000 円

第4 手続きに関する料金

1 適用

手続きに関する料金の適用

(1) 手続きに関する料金の種別

手続きに関する料金は、次のとおりとします。

料金種別	内容
ア 新規契約事務手数料	I P 通信網契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
イ 転用手数料	NTT 東西が提供するフレッツ光を利用しているお客様が、弊社が提供する GU ひかりに契約変更をいただき、その承諾を受けたときに支払いを要する料金

(2) 契約事務手数料の適用除外

契約の解除と同時に新たに第7条に定める他の契約種別の契約を締結するときの契約事務手数料については、(1) 欄及び2（料金額）の規定にかかわらず、適用しません。

(3) 手続きに関する料金の減免

当社は、(1) 欄及び2（料金額）の規定にかかわらず、手続きの態様等を勘案して別に定めるところにより、その料金額を減免することがあります。

2 料金額

区分	単位	料金額（次の税抜額）
(1) 新規契約事務手数料	1 契約ごとに	3,000 円
(2) 転用手数料	1 契約ごとに	3,000 円

第2表 工事費

1 適用

(1)工事業者：回線工事の実施者は、NTT 東西指定の工事会社です。

(2)区分の決定：派遣工事の有無は申込後の当社からのお電話の際に確定いたします。ただし、その後に無派遣工事が配線等の影響で派遣工事に切り替わった場合、派遣時の工事費が適用されます。また、屋内配線の新設有無については工事会社の判断となるため、工事実施段階で決定いたします。

(3)訪問工事なしの場合：回線終端装置 (ONU) ・宅内 VDSL 機器等をご利用開始日までに郵送いたしますので、お客様ご自身で設置を行ってください。なお、ご自身での設置が難しい場合、派遣工事に切り替わり、派遣時の工事費が適用されます。

(4)追加工事の費用：設備状況等により追加工事（LAN 配線工事等）が必要な際は、費用が別途かかりお客様負担となる場合があります。なお、追加工事の費用は一括でのお支払いとなります。工事費総額が 29,000 円を超える毎に、追加基本工事費として 5,000 円が新たに発生する場合があります。

(5)工事の注意点

ア 戸建住宅向けタイプの場合、光ファイバーケーブルを通す為、壁に 1cm程の小さな穴をあける工事が必要になることがあります。

イ エアコンダクトを利用または導入工事を行う場合、エアコンの買い替えや交換、取り換え時等に光回線の改修工事に伴う費用が別途必要になることがあります。

ウ 訪問設置工事は、お客様のお立ち会いの下、工事会社がお客様宅内に訪問して実施いたします。

エ 事前にご予約いただいた工事日は、設備状況、道路の混雑状況、災害等により遅れる場合があります。

(6)工事の中止・延期：開通工事中に、建物の配管、配線に不具合が判明した場合、工事を行うことができないもしくは延期する場合がございます。

(7)回線品目の変更：一部サービスがご利用いただけない場合や、ご利用機器の交換や再設定などが必要となる場合があります。また、別途工事費がかかります。

■初期回線工事費

区分	GU ひかりタイプ	工事費	
		一括	分割
訪問工事あり屋内配線を新設する場合	戸建住宅向け ひかりプラス	18,000 円	500 円（税抜）/月×36 回
	集合住宅向け	15,120 円	420 円（税抜）/月×36 回
訪問工事あり 屋内配線を新設しない場合	戸建住宅向けタイプ ひかりプラス	10,800 円	300 円（税抜）/月×36 回
	集合住宅向け		
訪問工事なし	戸建住宅向けタイプ ひかりプラス	5,000 円	-
	集合住宅向け		

※上記は代表的な工事例であり、工事内容によっては別途追加で工事費用が発生する場合があります。

※上記以外の追加工事費用は分割払いできません。

別表1 営業区域

I P 通信網サービスの提供区域は、次に掲げる都道府県の区域のうち当社が別に定める区域とします。

1 第1種契約に係るもの

都道府県の区域

北海道、青森県、秋田県、岩手県、山形県、宮城県、福島県、東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県、新潟県、静岡県、富山県

2 第2種契約に係るもの

都道府県の区域

長野県、愛知県、静岡県、岐阜県、三重県、富山県、石川県、福井県、大阪府、兵庫県、京都府、滋賀県、奈良県、和歌山県、広島県、岡山県、山口県、島根県、鳥取県、香川県、愛媛県、高知県、徳島県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

別表2 付加機能

種類	提供条件
特に定め無し	-

別表3 映像通信伝送機能に関する基本的な技術的事項

物理的条件	相互接続回路	
	周波数範囲	送出電力等
C15形F型コネクタ(JEITARC-5223A 準拠)	アナログ放送信号又はデジタル放送信号 70MHz～770MHz 及び 032MHz～2072MHz (デジタル放送信号については有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令(平成27年3月20日総務省令第17号)第10条、第14条及び第18条の規定周波数配列に準拠した電気信号)	アナログ放送信号 82.0dBμV以上デジタル放送信号 68.3dBμV以上 (64QAM,OFDM) 72.0dBμV以上(TC8PSKのダウンコンバート) 73.8dBμV以上(256QAM) 75.0dBμV以上(TC8PSKのBS-IF) 72.0dBμV以上(QPSK) 75.0dBμV以上(16APSK) 72.0dBμV以上(16APSKのダウンコンバート) 72.0dBμV以上(8PSKのダウンコンバート)